

国内実施計画（National Implementation Plan）に 記載する事項の課題について

資料1に示したUNDP-GEF POPs Resource Kitに基づき、今後、我が国の国内実施計画を作成する際の課題

POPs対策の分野別の政策又は実施計画

(1) 非意図的生成物の排出削減のための行動計画（Action Plan）の策定

・インベントリーの整備

非意図的生成物であるPCDD、PCDF並びにコプラ-PCBの排出インベントリーについては、既に作成済み

ヘキサクロロベンゼン及びノプラ-PCBについて排出インベントリーを作成。

(参考：米国EPAの“PBT National Action Plan For Hexachlorobenzene”では、産業分類毎のTRIデータを活用)

・条約では非意図的生成物質の行動計画として規定されている排出インベントリー、法令及び政策の有効性の評価、教育及び研修並びに啓発を促進する措置について、非意図的生成物質のみ分けて記載するか、他の物質と同様に、
．2．全体概況、
．3．関連法制度の概況、(8)情報交換、意識啓発の支援、に記載するかどうかの検討

(2) 疾病管理のためのDDTの使用管理に係る行動計画（Action Plan）の策定
我が国は、作成する必要なし。

(3) 2025年までのPCBの廃絶に関する進捗状況を5年ごとに締約国会議に報告の推進

・PCB含有機器等の使用、保管状況の継続的把握方法の確立とラベル表示等の徹底による紛失等の防止策の確立

・保管量の推移についての見通し

・処理について現段階での施設整備の見通しと、保管量の推移に応じた施設整備の必要量について見通しの設定

PCB廃棄物処理推進特別措置法の施行状況等を踏まえて記載する。

[環境省第2回POPs対策検討会資料]

(4) POPsのストックパイル及びPOPsに汚染された廃棄物の適正管理・処理の推進

- ・ POPsのストックパイル及びPOPsに汚染された廃棄物について、ストックパイルの存在量等の状況とその特定の戦略
ストックパイルの実態を踏まえ、戦略を作成
- ・ POPsのストックパイル及びPOPsに汚染された廃棄物の存在状況の継続的把握に係る体制整備、POPsの無害化処理基準の策定、POPs無害化処理等の処理方法や処理の計画といった廃棄物の適正な処理に関する方針
現在検討中の処理技術等を踏まえ記載

(5) POPsの総生産量、輸出入量並びに輸出入の相手国の把握

我が国では、原則製造・輸入は禁止されており、生産・輸出入は想定されない。

(6) 適用除外継続の必要性を把握する取組及び報告 / 延期に係る準備

我が国は、適用除外を登録しないため、作成する必要なし。

(7) POPsに汚染されたサイトを特定の推進

- ・ POPs条約対象物質に汚染されたサイトを特定の状況及び特定のための措置又は計画等を取りまとめる。
ダイオキシン類については、ダイオキシン法について記述。埋設農薬等の汚染については、現状を把握した結果を受けて検討

(8) POPs条約第9条及び第10条が規定する様々な関係者の参加を通じてのPOPsに関する情報交換、意識啓発の支援

- ・ 情報の提供方法
ダイオキシン類パンフレット、PRTR等の情報

・ 他の先進国で既に定められている各種計画等を参考として我が国の国内実施計画に記載すべきか検討する事項

資料2に掲げているEUの「ダイオキシン類及びPCBに関するEU戦略」や米国EPAの「PBT管理戦略（ヘキサクロロベンゼンの国家行動計画、農薬のPBT国家行動計画）」等を参考にすると、国内実施計画への記載を検討する事項としては下記の

[環境省第2回POPs対策検討会資料]
通り。

1 . 基本的な考え方

POPs対策の基本的な考え方（POPsのライフサイクルのすべての段階での対策の実施、関係者の適切な役割分担の下での対策の実施等）を取りまとめる。

2 . 全体概況

POPs条約対象12物質の概況（生産、流通、使用並びに輸出入のインベントリー、保管・汚染サイト及び製品のインベントリー、モニタリング結果など）を取りまとめる。

3 . 関連法制度の概況

POPs条約対象物質を対象となる関連法制度の概況を取りまとめる。可能であれば有効性評価を行う。

4 . POPsスクリーニング基準

本検討会で検討した結果をもとに記載するかどうかを検討

5 . モニタリング体制

別途、環境保健部にて検討している環境モニタリングの検討結果を受け記載するかどうかを検討

6 . 国際協力

POPsに関する国際協力のあり方については本検討会でも議論を進めていく予定

7 . 5年ごとの見直し

非意図的生成物質の行動計画部分の見直しについては、条約第5条に義務付けられているが、国内実施計画全体についての見直しについても記載するかどうか実施計画に記載すべき内容を踏まえ検討が必要